

トレーニング費用に関する運用細則

(目的)

第1条 本細則は、公益財団法人日本サッカー協会（以下、「本協会」という。）のプロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則（以下、「プロ選手規則」という。）の第6-4条に基づき、トレーニング費用の請求及び支払い等に関して定める。

(在籍期間の計算)

第2条 選手が12歳の年度から22歳の年度にアマチュアとして登録された各チーム（以下、単に「登録チーム」という。）における在籍期間は、本協会の登録システム（KICKOFFシステム）に登録された情報に基づき計算される

(トレーニング費用の請求手続き)

第3条 本協会は、当該選手のプロ選手としての登録申請が承認された日から概ね2週間以内に、登録チームに対し、選手がプロ登録した旨の通知（以下、「プロ登録通知」という。）を行うものとする。

- 2 プロ登録通知は、KICKOFFシステムに登録された各チームの連絡先のメールアドレスに対して、本協会より電子メールにて通知されるものとする。
- 3 各登録チームは、前項のプロ登録通知の日から30日以内に、前項の本協会から発信される電子メールに返信することにより、当該トレーニング費用を受領する意思を本協会に通知するものとする。
- 4 登録チームが本協会からのプロ登録通知を通知された日から30日以内に、本協会に対してトレーニング費用を受領する意思を通知しない場合、当該登録チームはトレーニング費用の受領を拒絶したものとみなされる。この場合、該当のトレーニング費用に関する請求権は本協会に移行するものとする。
- 5 各登録チームは、選手をプロとして獲得したクラブ（以下、「移籍先クラブ」という。）宛の請求書（トレーニング費用が振り込まれるべき銀行口座情報を含むものとする。）を発行し、プロ登録通知の日から30日以内に本協会に対し電子メールその他の方法により送付するものとする。当該請求書は、当該チームを運営する法人の代表者（学校の場合は学校長）によって記名及び捺印されたものでなければならない。

(トレーニング費用の支払い)

第4条 本協会は、前条に従い各登録チームが発行した請求書を移籍先クラブに対して送付するものとする。

- 2 移籍先クラブは、本協会により設定された期日（原則として前項の送付の日より30日以内）までに各登録チームにより指定された銀行口座に該当のトレーニング費用を振り込まなければならない。なお、振込手数料は、移籍先クラブが負担するものとする。
- 3 移籍先クラブは、支払いが完了した後、本協会に対し支払いが完了した旨をその証拠書類と共に通知しなければならない。
- 4 移籍先クラブが指定期日までにトレーニング費用の支払いを行わない場合は、本協会は当該不払いに関する情報をJリーグクラブライセンス事務局へ通知するものとする。

(その他)

第5条 本協会から登録チームへの連絡は、原則として電子メールにより行われるものとする。なお、本協会の責めに帰すべき事由がない限り、本協会から発信された電子メールは発信された時点で送信先のチームに通知されたものとみなされる。当該チームの責めに帰すべき事由（電子メールアドレスの登録の誤り、定期的な受信確認の懈怠、利用するメールソフト等の不適切な設定等を含むがこれに限らない）により当該チームが被る不利益について、本協会は一切の責を負わない。

(改正)

第6条 本細則の改正は会長が定めるものとする。

(施行)

第7条 本細則は、2018年12月13日から施行するものとする。

(参考資料) トレーニング費用に係る請求及び支払いの流れ

1. 移籍先クラブは選手とプロ契約を締結する

- ↓
2. 選手が、プロとして本協会の登録システム（KICKOFFシステム）に選手登録される（※当該年度2月1日以降の日付）
 - ↓
 3. 本協会は、各登録チームに対して、概ね2週間以内に、選手がプロとして登録されたことを電子メールにより通知する
 - ↓
 4. 各登録チームは、30日以内に、本協会からの上記通知に返答し、本協会に対してトレーニング費用の受領の意思を通知し、また、移籍先クラブ宛の請求書を発行し本協会に送付する
 - ↓
 5. 本協会は、各登録チームが発行した請求書を移籍先クラブに送付する
 - ↓
 6. 移籍先クラブは指定期日までにトレーニング費用を支払う
 - ↓
 7. 移籍先クラブは支払いが完了したことをその証拠書類と共に本協会に通知する
 - ↓
 8. 移籍先クラブが指定期日までにトレーニング費用を支払わない場合、本協会はJリーグクラブライセンス事務局へ当該情報を通知する